

要 望 書

全国市議会議長会は、令和4年度の重点要望を別記のとおり決定いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和3年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 清 水 富 雄
(横浜市議会議長)

全国市議会議長会国対策委員会
委員長 橋 本 勝
(川崎市議会議長)

目 次

多様な人材の市議会への参画促進について	1
ポストコロナ禍を展望した地方財政の充実について	7
新型コロナウイルス対策について	11
頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び 復旧・復興対策等について	15
東日本大震災からの復旧・復興について	19

多様な人材の市議会への参画促進について

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これから市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

については、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備について

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化について

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会の意思決定機関としての位置付けや住民の代表者としての議員の職責について、令和5年度の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すること。

2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直しについて

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業を選択する場合も議員活動ができる環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和について

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直しについて

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援について

（議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

6 育児手当の創設について

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 政治分野における男女共同参画の推進について

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づいて地方議会が実施する議員活動と出産育児の両立支援のための体制整備等の取組について支援を行うこと。

8 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現について

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

9 地方議会のデジタル化の促進について

本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

10 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実について

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
 - ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

11 地方自治教育の推進について

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化について

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

1 議長に対する議会招集権の付与について

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化について

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようすること。

3 予算修正権の制約の解消について

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化について

地方自治法第 176 条第 1 項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直しについて

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和について

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 「オンライン開催」による委員会運営の指針等の明確化について

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から収集困難と判断される実情がある場合の、いわゆる「オンライン開催」による委員会運営については、その運用に係る Q & A が総務省から示されているが、デジタル社会の急速な進展を踏まえ、委員会を開催すること自体が困難な場合以外の委員会への出席のあり方や本会議におけるオンライン活用などについて、その基本的な考え方を早期に明確にすること。

8 議会の招集日の変更について

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

9 意見書の積極的な活用について

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実について

昨年来の新型コロナウイルス感染症の数次にわたる波状的なまん延は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えるとともに、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などと相まって経済・社会・地域の構造変化に拍車をかけている。地方移住の増加やテレワークの普及など国民の価値観や生活様態も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、今後の感染状況に適切に対応しながら、ポストコロナ禍のわが国の未来像を幅広く展望し、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財政の充実について

コロナ禍による厳しい経済局面が続き、令和4年度においても大幅な財源不足が見込まれる地方財政状況を踏まえ、安定的な税財政基盤を確保すること。その際、コロナ禍によって顕在化・加速化した地方行財政に係る諸問題について丁寧な検証を行い、その評価結果を今後の対策に確実に反映すること。

(1) 地方税の充実確保等

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 債却資産に係る固定資産税について、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ② 土地に係る固定資産税の税額の据置措置については、令和3年度限りとともに、令和4年度以降は地方税法の規定に基づき、負担調整の仕組みを確実に適用すること。
- ③ ゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
- ④ 電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

- ⑤ 自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、更なる延長は断じて行わないこと。
- ⑥ 法人課税に関する国際協調を踏まえて国内の税制を整備する場合は、地方税制においても適切に対応すること。
- ⑦ 特別区においても法人住民税の減収補填債が発行できるよう、早急に法令を整備すること。

(2) 令和4年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政の大幅な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の大幅な財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増する事がないよう、その発行を可能な限り縮小すること。

(3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2 地方創生の推進について

コロナ禍により生じた人口の地方分散への兆しを逃すことなく、大都市における人口集中を是正し、多極分散型国土を実現するため、以下の取組を推進すること。

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充

「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(2) 地方創生関連交付金の拡充等

- ① 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の予算枠の拡充と複数年度にわたる施設整備事業の採択件数の拡大を図ること。
また、交付に係る申請手続の簡素化を図ること。
- ② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。
- ③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置などコロナ禍を踏まえた地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進について

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。その際、以下の事項に留意すること。

(1) 自治体の自主性の尊重

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会への対応について

Society 5.0 の実現を視野にデジタル社会の形成を図るため、民間と協働しつつ、国と地方が一体となり諸施策を推進するに当たっては、以下の事項に十分配慮すること。

(1) 情報通信インフラの整備

地理的条件による情報格差を解消するため、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラを早期に整備すること。

また、デジタル人材など専門技術人材の育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられるこのないよう、個人情報の目的外利用や第三者への提供にかかる扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、国・地方の保有情報のデータベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については、国による十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

次期以降の地方制度調査会の発足に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用のあり方について、これまで以上に深慮で複眼的な審議を期待する観点から、以下の事項に取り組むこと。

(1) 構成メンバーの多様化

多様で複雑な地域の実態を熟知した有識者が参加し、地域の実情が審議に十分反映されるよう、幅広い分野からの委員構成に配慮すること。また、地方議会が主なテーマとなる際には、地方議会に精通する委員の選任に配慮すること。

(2) 総会開催数の拡充等

総会開催数、専門小委員会での地方代表の発言機会を拡充すること。

新型コロナウイルス対策について

昨年来、新型コロナウイルスの度重なる感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が繰り返し発令・延長されてきた。

一連の感染拡大防止対策の長期化により地域経済が危機的な状況に追い込まれており、対象地域はもとより、それ以外の地域においても国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしている。

そのような中、感染症の収束に向け、全ての国民を対象としたワクチン接種が円滑かつ着実に進められているが、引き続き感染症拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等について

- (1) 感染力が強く重症化リスクの高い新型コロナウイルスの変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を発令するとともに、国として万全の措置を講じること。
- (2) まん延防止等重点措置の適用及び解除に当たっては、対象区域の市区町村の意見を尊重し、機動的かつ柔軟な対応が可能となるようにすること。
- (3) 全ての国民を対象としたワクチン接種を円滑かつ着実に進めるため、ワクチン及び接種に必要な資材については、国の責任において十分な量を安定的に確保・供給すること。
- (4) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。

- (5) ワクチンの追加接種(ブースター接種)の実施に当たっては、科学的な知見に基づいた検証を行うとともに、市区町村の接種実施計画の策定に資するよう、早急に方針を示すこと。
- (6) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の自費検査を行う民間検査機関において陽性結果が出た場合、確実に保健所へ連絡が届く仕組みを早急に構築すること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 医療資源の偏在調整のため、感染者が多く発生している地域に対し、医師や看護師を融通することが可能となる仕組みを設けること。
- (2) 医療機関の役割分担や連携を図り、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。その際、都道府県の区域を越えた地方自治体間の患者移動を円滑にする広域入院など柔軟な対応を可能とすること。
- (3) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な運用が可能となるようにするとともに、更なる増額を図ること。
- (5) 感染患者の受け入れの有無にかかわらず、一般患者の受診控えや受入制限による入院・外来患者数の減少等により医療機関の経営がひっ迫した状況となっていることから、医療崩壊を未然に防ぎ、地域医療体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。

- (6) 感染再拡大に備え、更なる病床と宿泊療養施設の確保、臨時医療施設の設置、自宅療養における適切な医療の提供等の取組を支援すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時期に感染拡大するリスクを回避するため、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対し、迅速に需要数を確保・供給できるよう、安定供給対策を講じること。
- (8) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 偏見・差別・虐待等の防止について

- (1) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供や啓発を行うなど必要な対策を講じること。
- (2) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより増加・深刻化している児童虐待・DV被害について、相談窓口や支援体制の周知及び充実を図ること。

4 経済対策等について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、地方自治体が必要とする額を十分に確保し、早急に追加配分を実施するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- (2) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長を図るとともに、事業者や労働者に対し制度の周知や利用促進を図ること。

- (3) 消費拡大を喚起するための柔軟な交付金制度の創設など、景気浮揚施策を実施すること。
- (4) G o T o キャンペーン事業の再開に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大の要因とならないよう、今後の感染状況を注視しつつ地方の意見を踏まえ、弾力的に対応すること。

頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策 及び復旧・復興対策等について

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

本年も、7月には熱海市において豪雨による大規模な土石流が発生し、多数の人的及び物的被害が生じている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためにハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における新型コロナウイルス感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、国道や地方道等の区分にとらわれない除排雪の実施など、連携した雪害対策の推進を図ること。

2 土石流対策の強化について

- (1) 熱海市における土石流災害の発生を踏まえ、全国の盛土について危険性の有無の総点検を地方自治体と連携して早期に完了させるとともに、残土の処分などに対する規制のあり方を検証するなど、再発防止策の徹底を図ること。
- (2) 盛土に関して全国統一の安全基準を設け、規制の強化を含めた法制度の整備を図るとともに、地方自治体の土石流対策に係る技術的、人的及び財政的支援を強化すること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靭化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。また、インフラの防災・老朽化対策について、地方自治体にとって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の所要額確保及び期間延長を図ること。
- (3) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靭化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靭化を図ること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。

- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援法については、上限額の引上げを検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症と自然災害の複合災害に備え、避難所における集団感染防止対策や設備・備品の確保、医療救護体制の整備など、災害対応に万全を期すため、十分な財政支援を講じること。また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策の推進を図ること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置や多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

東日本大震災からの復旧・復興について

東日本大震災の発生から 10 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農水産業の再生等に加え、汚染廃棄物対策、風評対策、多核種除去設備等処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策にも迫られるなど被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 復旧・復興に向けた財政支援等

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまで措置を講じること。また、一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめること。
- ② 被災（移転）跡地の利活用については、土地利用推進に必要な財源確保や、新たな支援制度の創設、地域の実情に応じた柔軟な運用等を講じること。
- ③ 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大などを図るとともに、改良復旧に係る経費の拡大等を行うこと。
- ④ 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。
- ⑤ 災害援護資金の償還について、履行期限の延長とともに、災害弔慰金の償還免除について、地方自治体と協議の上、基準を明示すること。

(2) 被災者生活再建支援

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ③ 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備など被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興

水産業及び関連産業の復興、地元企業や商店街の早期復旧など地域産業への復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世へ継承するための人材育成、研修、情報交換など伝承活動への支援について検討すること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除去土壤等の中間貯蔵施設への搬出は、安全かつ迅速に行うため十分な調整を図ること。また、適正管理・搬出や仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
- ② 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）は、特定廃棄物埋立処分施設へ早期に搬出すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物は、処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、財政的・技術的支援を継続すること。
- ④ 中間貯蔵施設への輸送量増加に伴う市道等の維持補修を確実に行うこと。また、輸送等完了後の原状回復について、その仕組み及び財源の確保を早期かつ明確に示すこと。
- ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分補てんのための震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- ⑥ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

(2) 放射性物質トリチウムを含む処理水の対策

- ① 多核種除去設備等による処理水の処分方法については、広く意見を聴取し、議論を尽くした上、福島県民や漁業関係者などをはじめとした全ての関係者の納得・理解を得られた中で、改めて適切に決定するとともに、処理水は当面、陸上保管を継続し、諸課題の解決に取り組むこと。
- ② 福島県民はもとより国民全体の信頼回復を図るため、関係者とこれまで以上にリスクコミュニケーションを徹底し、関係修復を図るための最大限の努力をするとともに、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）へ同様に指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適切な実施等

- ① 原子力発電所事故による個人・法人及び地方自治体が被った全ての損害について、東京電力への賠償請求の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実な賠償を行うよう、同社へ指導すること。
- ② 風評被害対策への取組を強化するとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。

(4) 健康管理・生活安心体制の継続

- ① 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- ② 避難者の帰還に向けた生活再建や心のケア等に必要な支援とともに、地域の復興・再生に対し十分な支援を行うこと。
- ③ リアルタイム線量測定システムの一方的な撤去を行わないこと。
- ④ 除染の枠組み以外の箇所等で、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合、線量低減化などの環境回復措置を講じること。